

第98号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

豊川市長 竹本幸夫

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前								
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人</u>に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号（同法第131条において準用する場合を含む。）</u>に基づき所轄庁として実施する事務（同法第6章及び第11章に規定するものに限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）</u>に基づく事務のうち、<u>愛知県事務処理特例条例</u>により、広域連合が処理することとされた事務</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>別表（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">経費の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	経費の区分	負担割合	(略)		<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉法人_____に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号_____</u>に基づき所轄庁として実施する事務（同法第6章_____に規定するものに限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）</u>に基づく事務のうち、<u>愛知県事務処理特例条例</u>により、広域連合が処理することとされた事務</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>別表（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">経費の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	経費の区分	負担割合	(略)	
経費の区分	負担割合								
(略)									
経費の区分	負担割合								
(略)									

第4条第4号に規定する事務に係る経費	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数割	第4条第4号に規定する事務に係る経費	社会福祉法人数割
(略)		(略)	
備考		備考	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 「社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数割」は、予算の属する年度の前年度の3月31日現在の広域連合が所轄庁となる社会福祉法人数及び社会福祉連携推進法人数による。		3 「社会福祉法人数割」は、予算の属する年度の前年度の3月31日現在の社会福祉法人数	
4～6 (略)		による。	
		4～6 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第8号の改正規定は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による改正後の東三河広域連合規約別表の規定は、令和5年度以後の年度分の負担金について適用し、令和4年度分までの負担金については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合の処理する事務に社会福祉連携推進法人に関する事務を加えるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。